長久手市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

平成30年度税制改正大綱において、**国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準が引き上げられる**こととなり、平成30年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が交付され、同年4月1日に施行されることとなっています。

これを受けて、本市においても長久手市国民健康保険税条例の一部改正 を専決処分にて3月末に行う予定です。

国民健康保険税の課税限度額の引き上げ(予定)

(1) 改正の予定内容

基礎課税額に係る課税限度額を次のとおり引き上げます。

区分	改正前	改正後	引上げ額
基礎課税額	5 4 万円	58万円	4 万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円	変更なし
介護納付金課税額	16万円	16万円	変更なし
合 計	89万円	93万円	

(2) 今後の影響

国民健康保険税の課税額が<u>年間 約200万円 増加する</u>ことが見込まれます。 (保険税率改正後の額)

(3) 影響世帯:課税限度額超過世帯(推計)

	改正前	改正後
影響世帯数	135世帯	116世帯

19世帯減少

※平成29年12月試算

(4) 県内の課税限度額の状況(平成29年度)

限度額(円)	89万	88万	87万	86万	85万	81万	73万
市町村数	45	1	2	1	3	1	1

(5) 限度額改正経過

年度	H21	H22	H23	H26	H27	H28	H29	H30
法令限度額(円)	69万	73万	77万	81万	85万	89万	\rightarrow	93万
長久手市	65万	\rightarrow	73万	77万	81万	85万	89万	93万

(6) 施行日

平成30年4月1日

国民健康保険税の軽減判定所得の基準の引き上げ(予定)

(1) 改正の予定内容

国民健康保険税(均等割・平等割)の2割軽減及び5割軽減の対象となる世帯の軽減判 定所得の基準を次のとおり引き上げます。

	変更前	変更後
2割	33万円 + 被保険者数×49万円	33万円 + 被保険者数× <u>50万円</u>
5割	33万円 + 被保険者数×27万円	33万円 + 被保険者数× <u>27.5万円</u>

(2) 軽減判定所得額の変化

2人世帯の場合、世帯で次の所得額以下になると軽減の対象となります。

	軽減判定所得額		
	変更前	変更後	
2割軽減	131万円以下	133万円以下	
5割軽減	87万円以下	88万円以下	

(3) 影響世帯:軽減対象世帯(推計)

	変更前	変更後
2割軽減	5 5 6 世帯	5 6 2 世帯
5割軽減	5 4 5 世帯	5 5 7 世帯

6世帯増 12世帯増

※平成29年12月試算

(4) 今後の影響:国民健康保険税の減少額(推計)

	変更前	変更後
2割軽減	770万円	8 4 0 万円
5割軽減	1,900万円	2, 100万円

70万円減少200万円減少

※平成29年12月試算

(5) 施行日

平成30年4月1日